

## 坂井市空家診断促進事業

この事業は、空き家の品質や性能に対する不安を解消することによって、空き家の流通促進を図ることを目的として、空家診断に要する費用の補助を行います。

### 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 坂井市空き家情報バンクに既に登録されている、又は空家診断の完了後速やかに登録する空き家の所有者等。もしくは、坂井市空き家情報バンクに既に登録されている空き家の購入希望者
- (2) 坂井市空き家情報バンクに継続して2年以上登録する見込みのある者（空き家の所有者等の場合に限る）
- (3) 坂井市税を滞納していない者

(注) 申込み後、市の交付決定通知を受ける前に、すでに契約を締結している方は補助対象外となりますのでご注意ください。

### 対象となる事業

次に掲げる要件をすべて満たす空家診断

- (1) 既存住宅状況調査方法基準に則して実施されるものであること。  
ただし、オプション調査（設備配管、給排水・電気・ガス設備等に係る調査）を除く。
- (2) 空家診断士が行う空家診断であること。
- (3) 国、県、市における他の同様の補助制度を利用する場合、その対象部分の経費は補助対象外とする。

### 補助金の額

補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）**3万5千円を限度**とする。  
※補助金は1棟につき1回とする。

**募集件数** 3件（先着順）

**募集期間** 令和5年5月8日（月）～令和6年2月29日（木）午後5時必着

**申込方法** 本庁移住定住推進課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。  
（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

**提出先** 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1  
坂井市総合政策部 移住定住推進課 空家対策室（TEL0776-50-3036）